

多古町有害獣防護柵 設置事業補助金を 活用してみませんか？



多古町内における有害獣の被害が年々増加していることから、防護柵を共同で設置した場合も対象とするなど、補助制度を拡充しました。

改正内容

①要件が緩和されました

補助事業の対象となる要件から、「防護柵を設置する農地の面積が10アール以上であること」を除外しました。

→**農業者**としての要件を満たしていれば、申請ができるようになりました。

※農業者とは、経営耕地面積が10アール以上の農業を営む方または農産物の1年間の総販売額が15万円以上の経営規模の農業を営む個人、団体または法人。

②共同設置者(2人以上)での申請もできるようになりました

→防護柵を共同設置することにより、隣接する農地を防護し、被害を減らすことが期待できます。

補助率	3分の2以内
補助限度額	30万円

注意!

購入後の申請はできませんので、ご利用を検討される方は必ず購入前に申請してください。

有害鳥獣の捕獲には 狩猟免許などが 必要です

町内において、イノシシ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラスなどによる農作物被害が多くなっています。それらの有害鳥獣の捕獲方法は狩猟と許可捕獲の2種類に分類され、実施する場合には、**狩猟免許**と**狩猟者登録(千葉県に申請)**または捕獲許可証が必要です。



環境省ホームページ

町では、有害鳥獣を捕獲する担い手を確保し、農作物への被害対策を強化するため、講習会受講料や、わな猟免許試験申請費用の一部を助成しています。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎76-5404

『森林環境譲与税』を活用して 森林整備事業を行いました



近年、大型で強風を伴う台風や線状降水帯による激しい降雨などにより、これまでにはなかったような気象条件による災害が多発しており、森林にも多くの被害が発生しています。令和元年度の台風では、倒木による電線の断線などにより多くの地域で停電が発生しました。

町ではこのような風倒木による停電を防止するために、『森林環境譲与税』を活用した災害に強い森づくり事業を山林所有者の皆さまのご理解のもと行いました。この事業では、本三倉地区山林の電柱・電線付近の木を伐採し、今後は低木を植栽する予定です。

森林整備を行うことで樹木の健全な育成を促し、災害リスクの軽減や地球温暖化の抑制に貢献することが期待できます。町では、今後も森林環境譲与税を活用した森林整備を順次行っていきます。

事業のおおまかなイメージ



電線や電柱の周辺が整備され、災害時に倒木のリスクが軽減されます。



電柱付近の木々を伐採し、低木を植えます。



※作業完了後、10年間は森林以外の用途で土地を利用することはできません。(例：太陽光発電など)

※整備事業の実施に当たり、倒木により電線が断線する危険性の高い場所を優先するなど、いくつかの要件があります。



《事業の流れ》

①町が令和3年度に調査した山林の被害状況を基に、主要な町道沿線の倒木の恐れがある山林の箇所と、被害率の高い箇所を加味して、整備の必要性が高い場所から実施していきます。

②該当箇所の山林所有者の方などと調整を行い、協定を締結します。

③締結した協定に基づき、森林整備を行います。

木々の伐採を適切に行うことで密集を防止し、主要なインフラ設備沿いの風倒木被害を減らすことによって、停電や土砂流出などの被害を軽減させることができます。

森林環境譲与税とは？

温室効果ガスの削減や災害を未然に防ぐなどの目的で、地方自治体が森林整備を行うために創設された国の財源です。市町村はその用途を公表することとされています。

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎76-5404